

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 青少年に有害な図書類の指定(女性青少年課)  
保険医療機関等の指定(保険課)  
健康保険法による指定訪問看護事業者の指定( )  
臨時種畜検査の実施(畜産課)  
県営土地改良事業計画の決定(農村整備課)
- ◇ 選管告示 政治団体の設立の届出  
政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出  
政治団体の収支に関する報告書の要旨  
政治団体の解散の届出  
政治団体の収支に関する報告書の要旨  
資金管理団体の届出  
資金管理団体の指定の取消しの届出  
遊技機の型式の検定(生活安全企画課)
- ◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)
- ◇ 購達公告 一般競争入札の実施(警察本部会計課)

## 告 示

### 鳥取県告示第百号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	種 別	図 書 類		発行記号等	表示された 発行所名
		題 名 及 び 号 数	種 別		
5904	雑誌その他 の刊行物	Bejean 2 VOL. 40	雑 誌	17645-2	英 和 出 版 社
5905	〃	聖水クラブ 1997 9月号	雑 誌	05513-9	株 式 会 社 株 式 文 社
5906	〃	日本ミニスカ倶楽部 10月号	雑 誌	16901-10	株 式 会 社 株 式 文 社
5907	〃	ストリート・シユガー 11 VOL. 169	雑 誌	04167-11	株 式 会 社 株 式 文 社
5908	〃	GAL'S ジャッキー 1997 10	雑 誌	12855-10	株 式 会 社 株 式 文 社
5909	〃	ミルキー通信 1997-10	雑 誌	08407-10	株 式 会 社 株 式 文 社
5910	〃	マガジン・パン 11月号	雑 誌	18385-11	株 式 会 社 株 式 文 社

5911	〃	投稿ブックリ写真 1997 10	雑誌コード 16697-10	株式会社 明文社
5912	〃	バナナ通信 11	雑誌 17391-11	株式会社 ラジ社
5913	〃	漫画ラフトピアススペシャル 2月号	雑誌 18349-2	株式会社 ラジ社
5914	録画テープ	教育実習性、るみ	福の五	株式会社 CENTURY MEDIA
5915	〃	処女喪失	MM-02	フイメシー
5916	〃	女子高生SEX事情Vol. 4 白鳥ひな	NO. 4	株式会社 ラフトラック

鳥取県告示第百一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指定年月日
山本整形外科医院	米子市大篠津町一一一六	平成十年一月三日
入沢医院阿昆縁診療所	日野郡日南町阿昆縁一二三八一	平成十年二月三日
宮石クリニック	倉吉市福庭一丁目一四一	平成十年二月四日
都田薬局	米子市道笑町一丁目一〇八	平成十年二月十五日

鳥取県告示第百二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十四条ノ五第二項本文の規定に基づき、同法第四十四条ノ四第一項の規定による指定訪問看護事業者の指定があつたものとみなされるものについて、同法第四十四条の十二第一号の規定により、次のとおり告示する。

平成十年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	指定年月日
社福法人滝野社福祉協会の 西伯郡江町大字滝江二〇一	西伯郡江町大字滝江二〇一	たま訪問看護ステーションいずみ	西伯郡江町大字滝江二〇一	平成九年二月十六日

鳥取県告示第百三号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により告示する。

平成十年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

検査日時	検査場所	家畜の種類
平成十年三月二十四日 午前十時から	東伯郡赤碓町大字松谷六〇六 鳥取県畜産試験場	牛

鳥取県告示第百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県

営土地改良事業（県営ため池等整備事業大御門地区農業用排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十年二月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六條第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七條の二第一項の規定により告示する。

平成十年二月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
澤田俊夫 後援会	澤田道雄	澤田一美	岩美郡岩美町大字 浦富二八八六	平成十年 一月七日	その他の 政治団体
川島まさとし 後援会	青木鶴市	林原進	西伯郡名和町大字 名和一三九八一	平成十年 一月九日	〃
市谷とも子 後援会	守山泰生	平家六栄	鳥取市水楽温泉町 三八五一一	平成十年 一月十二日	〃
永田辰巳 後援会	田口史朗	佐藤十三七五	境港市米川町九五 一	平成十年 一月二十七日	〃
よこい昭男 後援会事務所	中尾悦三	盛岡操	八頭郡若桜町大字 浅井二七九一一	平成十年 一月二十八日	〃
中田寿国 後援会	中田寿国	中田瑞穂	日野郡溝口町福島 七一	平成十年 一月二十九日	〃
松下克 後援会	橋本俊吉	松下信雄	境港市相生町二四	〃	〃
西尾追富 政治連盟	西尾追富	徳永正明	鳥取市下段五〇二	平成十年 一月三十日	〃
渡辺明彦 後援会	門脇哲也	渡辺正博	境港市渡町二二 五一四	平成十年 二月三日	〃
浜田要太郎 後援会	岸田治男	根鈴豊和	東伯郡北条町松神 七一八	平成十年 二月五日	〃

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七條の二第一項の規定により告示する。

平成十年二月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
社会民主党 米子支部	代表者の氏名	足立光徳	平田賢	平成十年一月三十日	政党の支部
自由民主党 青谷町支部	主たる事務所の所在地	気高郡青谷町大字青谷四〇二六一四	気高郡青谷町大字青谷三八五三二六	平成十年二月五日	〃
〃	代表者の氏名	美濃昭夫	長谷川二郎	〃	〃
武田耕一 後援会	代表者の氏名	三浦陸克	上村俊良	平成十年一月七日	その他の政治団体
宮本義雄 後援会	〃	平家昇	木島喜兵衛	平成十年一月九日	〃
大河原行省 後援会	〃	大河原剛	玉木久夫	平成十年一月十六日	〃
鉄永幸紀 後援会	〃	美濃昭夫	長谷川二郎	平成十年一月二十三日	〃
因伯清酒産 業振興会	会計責任者の氏名	寺崎敏三	植木喜三郎	平成十年一月二十六日	〃
盛田可男 後援会	代表者の氏名	上田郁夫	盛田一男	平成十年一月二十七日	〃
伊藤のりお 後援会	会計責任者の氏名	竹間美知子	馬淵深一	平成十年一月三十日	〃
〃	代表者の氏名	馬淵深一	伊藤博人	平成十年二月二日	〃
小椋昭一 後援会	〃	村岡薫	平壽實	平成十年二月三日	〃
〃	会計責任者の氏名	村岡敦	村岡薫	〃	〃
橋本財蔵 後援会	主たる事務所の所在地	倉吉市上井町一丁目三二六	倉吉市福庭四七二	〃	〃
〃	代表者の氏名	橋本信市	田中昭雄	〃	〃

〃	会計責任者の氏名	住実治	小椋改二	〃	〃
日本業政治連 盟鳥取県支部	主たる事務所の所在地	米子市東福原四丁目二一四五	米子市錦町三丁目七七一三	平成十年二月六日	〃
大江昇 後援会	代表者の氏名	橋谷鎮夫	圓山育孝	平成十年二月九日	〃
〃	会計責任者の氏名	大江幸子	橋谷鎮夫	〃	〃
西尾迺富 後援会	主たる事務所の所在地	鳥取市下段五〇二	鳥取市八坂一九六	〃	〃
〃	代表者の氏名	斧谷虎之亮	福士俊一	〃	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成十年二月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

◎政党の支部

期間 平成8年1月1日～同年12月31日  
政治団体の名称 自由民主党鳥取市稲葉山支部

報告年月日 平成10年2月5日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	181,306円
ア 前年繰越額	173,606円
イ 本年収入額	7,700円
(2) 支出総額	129,500円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	7,700円
(13人)	
合 計	7,700円
(2) 支出の内訳	
経常経費	
事務所費	2,500円
政治活動費	
組織活動費	127,000円
合 計	129,500円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	0円)

鳥取県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成十年二月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
新進党鳥取県第2総支部	山内功	扇谷達夫	米子市加茂町一丁目一四	平成十年一月十六日	政党の支部
ナカヤ政経研究会	大河原行省	奥村達男	鳥取市宮長二二八一	八	その他の政治団体

鳥取県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成十年二月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

◎政党の支部

期間 平成9年1月1日～同年12月31日  
 政治団体の名称 新進党鳥取県第2総支部  
 報告年月日 平成10年1月16日  
 (平成9年12月31日解散)

収入・支出の総額  
 1 収入総額 0円

2 支出総額	0円
◎その他の政治団体	
期間 平成9年1月1日～同年12月25日	
政治団体の名称 ナカヤ政経研究会	
資金管理団体の 大河原行省	
届出をした者の氏名	
資金管理団体の 鳥取県議会議員	
届出に係る公職の種類	
報告年月日 平成10年1月16日	
(平成9年12月25日解散)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	20,000円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	20,000円
(2) 支出総額	20,000円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
寄附 (内訳別掲)	
法人その他の団体からの寄附	20,000円
合 計	20,000円
[寄附の内訳]	
法人その他の団体からの寄附	20,000円
その他	20,000円
(2) 支出の内訳	
政治活動費	
寄附・交付金	20,000円

合 計 20,000円  
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)

**鳥取県選挙管理委員会告示第十四号**

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十年二月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体			届出年月日
		名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
西尾迢富	鳥取市長	西尾迢富政治連盟	鳥取市下段五〇二	西尾迢富	平成十年一月二十日

**鳥取県選挙管理委員会告示第十五号**

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の指定を取消す旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十年二月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

資金管理団体の指 定の取消しの届出 をした者の氏名	公職の 種類	指定を取り消した団体		代表者の 氏名	届 出 年月日
	鳥取県 議会議 員	名 称	主たる事務所 の所在地		
大河原行省		ナカヤ政経研 究会	鳥取市宮長二二 八一八	大河原行省	平成十年 一月十六 日

### 公安委員会告示

#### 鳥取県公安委員会告示第十二号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成十年二月十七日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 肇

甲 請 者	氏 名	又 は	名 称	製 造 業 者 名	検 査 番 号	有 効 期 間
	住 所	法人にあってはその代表者の氏名			700419	平成10年2月17日 から3年間
遊技機 の種 類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 業 者 名	検 査 番 号	有 効 期 間	
	遊技機の認定及び 型式の検定等に関 する規則第6条第 1号イ該当機	フナイバー安全 運ちゃんD E	株式会社 大同	700419	平成10年2月17日 から3年間	
甲 請 者	氏 名	又 は	名 称	製 造 業 者 名	検 査 番 号	有 効 期 間
	住 所	法人にあってはその代表者の氏名			700403	平成10年2月17日 から3年間
遊技機 の種 類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 業 者 名	検 査 番 号	有 効 期 間	
	遊技機の認定及び 型式の検定等に関 する規則第6条第 1号イ該当機	CR・ライナイ サーキット5	株式会 社 和 平	700403	平成10年2月17日 から3年間	
甲 請 者	氏 名	又 は	名 称	製 造 業 者 名	検 査 番 号	有 効 期 間
	住 所	法人にあってはその代表者の氏名			700412	平成10年2月17日 から3年間
遊技機 の種 類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 業 者 名	検 査 番 号	有 効 期 間	
	遊技機の認定及び 型式の検定等に関 する規則第6条第 1号イ該当機	UFOCATE HERFX	サニ ー 株式会 社	700412	平成10年2月17日 から3年間	

申請者	氏名	又	は	名	称	住所	製造業者名	検定番号	有効期間
	氏名 又 は 名 称					住所	製造業者名	検定番号	有効期間
回胴式遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機				タイニーバンブー ー 30	〃	740276	〃	〃
申請者	氏名 又 は 名 称				住所	製造業者名	検定番号	有効期間	
氏名 又 は 名 称					住所	製造業者名	検定番号	有効期間	
回胴式遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機				カメラロット	株式会社 大都技研	740368	平成10年2月17日から3年間	
申請者	氏名 又 は 名 称				住所	製造業者名	検定番号	有効期間	
氏名 又 は 名 称					住所	製造業者名	検定番号	有効期間	
回胴式遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機				ウキウキモニキ	株式会社 ツツヤ商会	740128	平成10年2月17日から3年間	
申請者	氏名 又 は 名 称				住所	製造業者名	検定番号	有効期間	
氏名 又 は 名 称					住所	製造業者名	検定番号	有効期間	

遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間
ぱちんこ遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	C R花満伝説 R	株式会社 ソフイア	700416	平成10年2月17日から3年間
〃	〃	花満伝説 S V Z	〃	700406	〃

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成10年2月17日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 敬

1 講習の種類及び受講対象者  
経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの



2 開催の日時及び場所

種別 区分	日 時	場 所	受講対象者
経験者 講習	平成10年 3月10日 午後 1時30分から 午後 4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉、八橋 の各警察署の管内 に居住する者

3 講習時間及び講習科目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習科目
  - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
  - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 受講申込手続
 

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地在を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 5 講習受講手数料及びその納付方法
  - (1) 講習受講手数料 2,400円
  - (2) 納付方法
 

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。
- 6 携行品
 

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成10年 2月17日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量  
鳥取県警察航空隊ヘリコプター機体2400時間点検整備 一式
- (2) 調達案件の仕様  
入札説明書による。
- (3) 履行期間  
平成10年 4月10日から同年 6月30日まで
- (4) 履行場所  
受注者の事業場(航空法(昭和27年法律第281号)第20条第1項の規定による認定を受け、かつ、航空機製造事業法(昭和27年法律第287号)第2条の2の規定による許可を受けた工場に係る事業場に限る。)
- (5) 入札方法  
契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格
  - (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 政令第167条の5の規定に基づき定める物品の売買等に係る調達契約の競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が車両・船舶及び航空類のA等級又はB

<p>等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告に示した役務を履行期間中に提供できる者であって、当該役務の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。</p> <p>(4) 平成10年2月17日(火)から同年3月30日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 航空機製造事業法第2条の2の規定による許可を受けた事業者であること。</p> <p>3 契約担当部局 鳥取県警察本部警務部会計課</p> <p>4 入札手続</p> <p>(1) 入札書の提出場所及び問合せ先 〒680-8520 鳥取市東町一丁目220 鳥取県警察本部警務部会計課調度係 電話 0857-23-0111 (内線2147)</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 (1)の場所で交付する。</p> <p>(3) 郵便による入札 可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)に限る。</p> <p>(4) 入札及び開札の日時及び場所 平成10年3月30日(月)午後1時30分(ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成10年3月30日(月)正午とする。) 鳥取県警察本部総合指揮室(鳥取県庁本庁舎7階)</p> <p>5 入札者に要求される事項</p> <p>(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出しなければならない。</p> <p>(2) この一般競争入札に参加しようとする者は、2の競争入札参加資格に適合するこ</p>	<p>と及び提供しようとする役務が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成10年3月5日(木)午後5時までに提出しなければならない。</p> <p>(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>6 入札保証金及び契約保証金 免除</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札の無効</p> <p>2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札並びに鳥取県会計規則(昭和39年3月鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(3) 契約書作成の要否 要</p> <p>(4) 落札者の決定方法 この公告に示した役務を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。</p> <p>(5) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(6) 契約締結の制限 この公告に示した役務に係る予算が成立しなかつたときは、契約を締結しない。</p> <p>(7) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>8 Summary</p>
---	---

- (1) Nature and quantity of the service : Inspection and service after 2400 hours for the helicopter of the Aviation Corps Tottori Prefectural Police : 1 set
- (2) March 5, 1998 5 : 00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) March 30, 1998 1 : 30 PM : Time-limit for submission of tenders  
March 30, 1998 Noon : Time-limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Contact point for the notice : Staff in charge of supplies, Accounting Division  
Tottori Prefectural Police Headquarters 1-220 Higashi-machi Tottorishi 680-8520  
Japan TEL : 0857-23-0111 (ext2147)